

仙北市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について

1 改正理由

令和5年2月10日付け厚生労働省保険局国民健康保険課通知において、新型コロナウイルス感染症が第5類へ移行し、同感染症に係る被保険者等へ支給する傷病手当金について、国民健康保険法第110条で規定している時効により、支給対象期間としている令和5年5月7日から2年が経過することから、本市において行う傷病手当金の支給に係る規定を削除するもの。

2 改正概要

(1) 附則の削除

(新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金) 附則6～11を削除する。

(2) 附則関係

施行は、公布の日からとする。